

広情個審第25号
令和6年7月24日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年10月20日付け広市教学生第15号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第361号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和5年10月20日付け広市教学生第15号の諮問事案（諮問第361号事案）

令和5年3月3日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年4月19日付け広市教指令学生第2号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年6月26日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記の公文書開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

原処分を取消を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 当該決定の「開示しない部分の概要」の内、学校名は非開示情報に該当しない。

イ 当該決定の「開示しない部分の概要」の内、「聞き取り内容等」とは具体的にどのような情報なのか（何について誰から聞き取ったのか等）が不明である。

ウ 請求人が開示請求した公文書が、当該処分及び令和5年4月19日付け広市教指令学生第1号公文書開示決定によって開示されたもののみであることは、あり得ない（例えば、請求人が開示請求した公文書には、電子メールや電話記録等も含まれる。）。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求に係る対象公文書は、令和5年3月3日付けの公文書開示請求に対して行った本件部分開示決定に係る「災害・事故等報告書」外19件の公文書である。対象公文書のうち、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を広島市情報公開

条例の一部を改正する条例（令和5年広島市条例第5号）による改正前の広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第1号に、市の機関又は国等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を条例第7条第3号に、該当するとして不開示とした。

(2) 具体的には、本件部分開示決定により開示した公文書のうち、「災害・事故等報告書」、「◎ 中学校で、1年生の生徒が包丁で、他の生徒を切りつける。（令和5年3月3日付け学校教育部生徒指導課）」、「時系列表（3月3日の件広島市立 中学校 1年 組）」、「交友関係・いじめに関するアンケート」、「傷害事案について（令和5年3月3日付け教育委員会生徒指導課）」、「3月3日①」、「3月3日② 10:40 現在」、「3月3日③ 11:00 現在」、「3月3日④ 13:10 現在」、「3月3日⑤ 現在」、「3月3日⑥16:30 現在」、「3月3日の件」、「広島市立 中学校 1年 組」及び「1年 組の生徒との面談の様子」を、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報として、「小学校からの申し送り」、「◎ 学校からマスコミへの返答案（ポジションペーパー）」、「保護者説明会」、「傷害事案について（令和5年3月3日付け教育委員会生徒指導課）」、「3月3日 生徒と保護者（メール）に説明する文章」及び「件名：臨時の保護者会の開催について」を、条例第7条第1号に該当するとして不開示とした。

(3) 本件部分開示決定により開示した公文書は、令和5年3月3日に市立中学校で発生した生徒間の傷害事案（以下「本件傷害事案」という。）に係る報告書等であるところ、当該公文書には、本件傷害事案が発生した市立中学校の生徒やその保護者等に係る情報が多数含まれていることから、以下の理由により、本件処分により開示した公文書における一部の情報を個人情報又は事務事業の執行に関する情報に該当するとして不開示としたものである。

ア ①個人情報に該当するため不開示とした部分について

(ア) 氏名（生徒、保護者、報道機関の社員等に係るものに限る。）、生年月日、住所、電話番号（学校の連絡先を除く。）、家族構成及びクラス等について

これらの情報のうち、氏名（生徒、保護者、報道機関の社員等に係るものに限る。）、生年月日、住所及び電話番号（学校の連絡先を除く。）については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することが可能となる。また、家族構成、クラス等については、これだけでは特定の個人を識別することができないものの、当該情報と本件において開示する情報（本件処分及び第1号決定。以下同じ。）、その他マスコミ等で明らかにされた情報等を照合することにより、特定の個人を識別することが可能となる。

よって、これらの情報は、条例第7条第1号本文に該当し、不開示とすべきである。なお、これらの情報は、条例第7条第1号ただし書に記載されている情報のいずれにも該当しない。

(イ) 学校名を特定できる情報について

当該情報（学校名、学校の電話番号等）と本件において開示する情報、その他マスコミ等で明らかにされた情報等を照合することにより、特定の個人を識別することが可能となる。また、本件傷害事案は、マスコミ報道等でも大きく取り上げられた事案であり、仮に、特定の個人が識別されなかったとしても、学校名が特定され、公になることにより、なお個人の名誉・プライバシー等が侵害されるおそれがあるだけでなく、在校生らの教育環境が害され、安心して教育を受けることができなくなるなど、個人の権利利益が害されるおそれもある。

よって、当該情報は、条例第7条第1号本文に該当し、不開示とすべきである。なお、当該情報は、条例第7条第1号ただし書に記載されている情報のいずれにも該当しない。

(ウ) 本市の職員（教員及びスクールカウンセラーに限る）の氏名について

本市の職員の氏名は、通常は、条例第7条第1号ただし書イの「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」に該当し、開示できる情報となる。しかし、教員については、どこの学校にどの教員がいるのかが従前から公表されており、また、スクールカウンセラーについても各学校のホームページで公表されている場合がある等から、これらを開示することで学校名が特定されるおそれがある（本件において学校名が開示となる理由については前記(イ)参照）。また、教員及びスクールカウンセラーの氏名と本件において開示する情報、その他マスコミ等で明らかにされた情報等を照合することにより、特定の個人を識別することが可能となる。

よって、これらの情報は、条例第7条第1号本文に該当し、不開示とすべきである。なお、これらの情報は、条例第7条第1号ただし書に記載されている情報のいずれにも該当しない。

(エ) 小学校からの申し送り内容について

当該情報と本件において開示する情報、その他マスコミ等で明らかにされた情報等を照合することにより、特定の個人を識別することが可能となる。また、仮に、特定の個人が識別されなかったとしても、当該情報が公になることにより、なお個人の名誉・プライバシー等が侵害されるおそれがある。

よって、当該情報は、条例第7条第1号本文に該当し、不開示とすべきである。なお、これらの情報は、条例第7条第1号ただし書に記載されている情報のいずれにも該当しない。

イ ①個人情報及び②事務事業の執行に関する情報に該当するため不開示とした部分について

(ア) 交友関係・いじめに関するアンケートの記載内容等

当該情報と本件において開示する情報、その他マスコミ等で明らかにされた情報等を照合することにより、特定の個人を識別することが可能となる。また、仮に、特定の個人が識別されなかったとしても、当該情報が公になることにより、なお個人の名誉・プライバシー等が侵害されるおそれがある。

加えて、当該アンケートは、いじめの早期発見や生徒らの悩みを把握するために各学校が定期的実施しているものであり、生徒に安心して回答してもらうため、秘密を守ることを前提に実施している。当該情報を公にすることになると、今後、同アンケートを行う際に、生徒らが安心して回答することができなくなり、いじめの早期発見等の適切な情報収集を行うことが困難になるなど、学校教育に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、当該情報は、条例第7条第1号本文及び第3号に該当し、不開示とすべきである。

(イ) 本件傷害事案に係る聴き取り内容等について

本件傷害事案に関し、生徒らから聴き取った内容が本件処分により開示した公文書中に複数記載されている。当該情報には、個人の内心、本件傷害事案に係る具体的な内容、私生活に関する情報等が含まれており、また、聴き取り内容としてではなく、単独で記載されている箇所も多数あるところ、当該情報と本件において開示する情報、その他マスコミ等で明らかにされた情報等を照合することにより、特定の個人を識別することが可能となる。また、仮に、特定の個人が識別されなかったとしても、本件傷害事案は、マスコミ報道等でも大きく取り上げられた事案であることから、これらの情報が公になることにより、なお個人の名

誉・プライバシー等が侵害されるおそれがあるだけでなく、在校生らの教育環境が害され、安心して教育を受けることができなくなるなど、個人の権利利益が害されるおそれもある。

加えて、当該情報は、加害生徒や被害生徒等を含む関係生徒等に対する調査により判明した事項であり、当事者しか知り得ない事実も含んでいる。また、保護者とのやり取りに係る情報も多数含まれているところ、これらを公にすることにより、今後、生徒等から学校問題に係る事実調査や対応を行う場合に、その協力が得られなくなるなど、適切な情報収集や対応を行うことが困難となり、学校教育に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、当該情報は、条例第7条第1号本文及び第3号に該当し、不開示とすべきである。

ウ ②事務事業の執行に関する情報に該当するため不開示とした部分について

生徒指導に関し、処分庁と警察及び文部科学省（以下ウにおいて「関係機関」という。）とは連携して事務を行っており、関係機関が行う事務に関する情報を公にすることは、生徒指導事務における処分庁と関係機関との連携や処分庁及び関係機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、警察が行う事務に関する情報は、捜査の規模や内容等に係る情報も含まれており、公にすることにより、本件傷害事案に係る警察の捜査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、当該情報は、条例第7条第3号に該当し、不開示とすべきである。

- (4) 請求人は、本件開示請求の対象となる公文書が、本件処分及び第1号決定によって開示されたもののみであることはあり得ないと主張するが、本件開示請求の対象となる文書で、処分庁が保有しているものは、本件処分及び第1号決定によって開示した文書が全てであり、その他に処分庁が保有しているものはないため、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人が主張する電話記録及び電子メールに係る公文書については、「◎ 中学校で、1年生の生徒が包丁で、他の生徒を切りつける。(令和5年3月3日付け学校教育部生徒指導課)」が電話記録に、「3月3日①」等が電子メールに当たる。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に

対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

(4) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が必要であると解される。

(5) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、請求人からの令和5年3月3日付け公文書開示請求に対

し実施機関が行った本件部分開示決定に関する「1 災害・事故等報告書」(以下「公文書1」という。)、**「2 ◎ 中学校で、1年生の生徒が包丁で、他の生徒を切りつける。(令和5年3月3日付け学校教育部生徒指導課)」**(以下「公文書2」という。)、**「3 時系列表(3月3日の件広島市立中学校 1年 組)」**(以下「公文書3」という。)、**「4 交友関係・いじめに関するアンケート」**(以下「公文書4」という。)、**「5 小学校からの申し送り」**以下「公文書5」という。)、**「6 ◎ 学校からマスコミへの返答案(ポジションペーパー)」**(以下「公文書6」という。)、**「7 保護者説明会」**(以下「公文書7」という。)、**「8 傷害事案について(令和5年3月3日付け教育委員会生徒指導課)」**(以下「公文書8」という。)、**「9 傷害事案について(令和5年3月3日付け教育委員会生徒指導課)」**(以下「公文書9」という。)、**「10 3月3日 生徒と保護者(メール)に説明する文章」**(以下「公文書10」という。)、**「11 件名:臨時の保護者会の開催について」**(以下「公文書11」という。)、**「12 3月3日①」**(以下「公文書12」という。)、**「13 3月3日②10:40 現在」**(以下「公文書13」という。)、**「14 3月3日③11:00 現在」**(以下「公文書14」という。)、**「15 3月3日④13:10 現在」**(以下「公文書15」という。)、**「16 3月3日④現在」**(以下「公文書16」という。)、**「17 3月3日⑥16:30 現在」**(以下「公文書17」という。)、**「18 3月3日の件」**(以下「公文書18」という。)、**「19 広島市立 中学校 1年 組」**(以下「公文書19」という。)及び**「20 1年組の生徒との面談の様子」**(以下「公文書20」という。)(以下これらを「本件文書」という。)である。

以下、本件文書の不開示部分に係る不開示事由該当性について、検討する。

(6) 公文書1、公文書2、公文書3、公文書4、公文書8、公文書12、公文書13、公文書14、公文書15、公文書16、公文書17、公文書18、公文書19及び公文書20の不開示事由該当性について

ア 実施機関は、本件文書のうち、公文書1、公文書2、公文書3、公文書4、公文書8、公文書12、公文書13、公文書14、公文書15、公文書16、公文書17、公文書18、公文書19及び公文書20(以下これらを合わせて「公文書A」という。)について、条例第7条第1号若しくは第3号に該当し、又は同条第1号及び第3号に該当するため不開示としたと主張する。

イ 当審査会が見分したところ、公文書Aの不開示部分は、本件傷害事案が発生した①中学校名、②クラス名、③加害生徒の氏名・生年月日、④被害生徒の氏名・年齢、⑤加害生徒の家族の氏名・家族構成・住所・電話番号、⑥中学校の教員の姓、⑦加害生徒及び被害生徒の事件当日の行動・様子、⑧搬送先病院名、⑨加害生徒のプライバシーに係る情報、⑩警察署名、⑪警察官の姓、⑫文部科学省の職員の姓、⑬警察・文部科学省等の関係機関とのやりとり、⑭交友関係・いじめに関するアンケートの記載、⑮当該中学校の生徒の氏名(加害生徒及び被害生徒を除く。)、⑯市議会議員の姓・発言、⑰マスコミ関係者の姓・連絡先電話番号、⑱スクールカウンセラーの姓、⑲生徒からの聴き取り情報及び⑳加害生徒と同じクラスの生徒に対する面談記録である。

以下、これらの情報について検討する。

(7) ①中学校名、②クラス名、⑥中学校の教員の姓、⑧搬送先病院名、⑩警察署名、⑪警察官の

姓及び⑩市議会議員の姓・発言については、次のとおりである。

a 実施機関の主張のとおり、中学校の教員の姓は、その氏名が新聞等で公表されており、当該情報を公にすると、中学校が特定される。

また、クラス名、搬送先病院名、警察署名、警察官の姓（警察官の姓を公にすると、警部の職位以上の警察官の氏名が新聞等で公表されており、警察官の所属が明らかとなる。）及び市議会議員の姓・発言は、当該情報と新聞等で明らかにされた情報を照合することにより、中学校が特定される。

b そして、実施機関の主張のとおり、中学校が特定されると、当該情報と新聞等で明らかにされた情報を照合することにより、特定の個人を識別することが可能となり、仮に特定の個人が識別することができなくとも、中学校が特定されることにより、在校生の教育環境が害され、安心して教育を受けることができなくなるなど個人の権利利益を害するおそれがある。

c したがって、中学校名、クラス名、中学校の教員の姓、搬送先病院名、警察署名、警察官の姓及び市議会議員の姓・発言については、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

(イ) ③加害生徒の氏名・生年月日、④被害生徒の氏名・年齢、⑤加害生徒の家族の氏名・家族構成・住所・電話番号、⑬当該中学校の生徒の氏名（加害生徒及び被害生徒を除く。）及び⑰マスコミ関係者の姓・連絡先電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

(ウ) ⑦加害生徒及び被害生徒の事件当日の行動・様子及び⑨加害生徒のプライバシーに係る情報は、公にすると、個人の名誉・プライバシーが侵害されるおそれがあることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

(エ) ⑫文部科学省の職員の姓及び⑱スクールカウンセラーの姓は、本件傷害事案がマスコミ報道等で大きく取り上げられた事案であることから、当該情報を公にすると、文部科学省の当該職員及び当該スクールカウンセラーにマスコミ等からの問合せが殺到するなどの事態が生じることが想定され、文部科学省及びスクールカウンセラーにおける事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

(オ) ⑬警察・文部科学省等の関係機関とのやりとりは、本件傷害事案に係る実施機関と関係機関との連携・協力に関する事項であり、当該情報を公にすると、今後、同様の事案が発生した際の実施機関及び関係機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号の不開示理由が認められる。

(カ) ⑭交友関係・いじめに関するアンケートの記載については、公にすると、筆跡等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

また、当該アンケートは、生徒に安心して回答してもらうため、秘密を守ることを前提に実施されているところ、当該情報を公にすると、今後、本心の回答が得られなくなり、いじめの

早期発見が困難になるなど、教育に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号の不開示理由も認められる。

- (キ) ㊸生徒からの聴き取り情報及び㊹加害生徒と同じクラスの生徒に対する面談記録は、本件傷害事案の発生した中学校の生徒に対する聴き取り調査及び面談により判明した事項であり、当該情報には、本件傷害事案に係る具体的な内容とともに、個人の内心に係る情報も含まれており、当該情報を公にすることにより、個人の名誉・プライバシーが侵害されるおそれがあることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

また、当該情報は、公にすると、今後、学校問題に係る事実調査や対応を行う場合に、生徒の協力や理解が得られなくなり適切な情報収集や対応を行うことが困難になるなど、教育に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号の不開示理由も認められる。

- ウ 以上のことから、公文書Aの不開示部分について、条例第7条第1号若しくは第3号により、又は同条第1号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(7) 公文書5、公文書6、公文書7、公文書9、公文書10及び公文書11の不開示事由該当性について

ア 実施機関は、本件文書のうち、公文書5、公文書6、公文書7、公文書9、公文書10及び公文書11（以下これらを合わせて「公文書B」という。）について、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

- イ 当審査会が見分したところ、公文書Bの不開示部分は、①特定の生徒に関する小学校からの申し送り事項、②本件傷害事案が発生した中学校名・連絡先電話番号、③保護者説明会の学年別の出席者人数、④PTA会長の姓及び⑤被害生徒の事件当日の様子である。

以下、これらの情報について検討する。

- (7) ①特定の生徒に関する小学校からの申し送り事項は、当該情報を公にすると、個人の名誉・プライバシーが侵害されるおそれがあることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

- (イ) ②本件傷害事案が発生した中学校名・連絡先電話番号については、(6)イ(7)のとおり条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

- (ウ) ③保護者説明会の学年別の出席者人数は、実施機関に確認したところ、「学年別の出席者数に偏りがあったため、当該情報を公にすると、学校の規模が分かり中学校が特定され、本件において開示する情報、その他マスコミ等で明らかにされた情報等と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となる。仮に、特定の個人が識別されなかったとしても、中学校が特定されることにより、在校生らの教育環境が害され、安心して教育を受けることができなくなるなど、個人の権利利益が害されるおそれもある。」とのことであった。

この実施機関の説明に特段、不合理な点は認められず、当該情報は条例第7条第1号の不開

示理由が認められる。

(エ) ④ P T A会長の姓は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

(オ) ⑤被害生徒の事件当日の様子については、(6)イ(ウ)のとおり条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

ウ 以上のことから、公文書Bの不開示部分について、条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5. 1 0. 2 0	広市教学生第15号の諮問を受理（諮問第361号で受理）
R 6・4・1 2 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 6・5・1 0 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 6・6・1 3 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 6・7・1 1 (第4回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 齐	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士

